

## 小山市サッカー場整備及び運営事業

### 募集要項等に関する質問及び小山市サッカー協会に対する質問への回答書

・ 小山市サッカー場整備及び運営事業 募集要項等に関する質問及び小山市サッカー協会に関して、令和7年4月7日までに寄せられた質問への回答を公表します。質問をご提出いただき、誠にありがとうございました。

・ 質問は原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。

令和7年5月7日  
小山市

■募集要項に対する質問への回答

| No. | 頁  | 大項目 | 中項目  | 小項目   | 項目名             | 質問内容                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                               |
|-----|----|-----|------|-------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 5  | 2   | (6)  | キ     | 事業スケジュール        | 施設整備期間が令和10年10月31日より早く完成した際、開業準備期間を延長することは可能でしょうか。                                                                | 開業準備期間の終了は令和10年11月30日までとします。始期は、事業者の提案により、市と協議の上、決定します。                                                                                                                                          |
| 2   | 6  | 3   | (1)  | ア(エ)  | 応募者の構成          | 運営企業と維持管理企業が共同事業体を結成した際、維持管理運営JV間での代表企業を選定する必要は御座いますでしょうか。                                                        | 本事業で定義する代表企業は、募集要項P6「3 応募に必要な資格に関する事項（1）イ」に示すとおりです。代表企業を維持管理企業又は運営企業としない場合における維持管理運営JVの代表者は事業者において決めてください。                                                                                       |
| 3   | 6  | 3   | (1)  | イ     | 構成企業・代表企業の選定    | 代表企業について、参加申請後の変更は可能か、また可能な場合はどの時点迄可能となりますでしょうか。                                                                  | 参加資格確認基準日以降、代表企業の変更は認めません。                                                                                                                                                                       |
| 4   | 7  | 3   | (2)  | ア(イ)  | 応募者の参加資格要件（共通）  | 参加資格条件として、本事業を効率かつ効果的に実施できる経験及びノウハウをゆうしていることとありますが、判断基準等はございますでしょうか。（実績数、その他）                                     | 判断基準はありません。なお、各構成企業が実施する業務に応じて、募集要項P7～P8「3 応募に必要な資格に関する事項（2）イ」に示す参加資格要件を満たすものとします。                                                                                                               |
| 5   | 7  | 3   | (2)  | イ(ア)C | 応募者の参加資格要件（業務別） | 元請実績について、参加資格に該当するかどうかの判断が自社にて出来ない場合、貴市担当者様にご相談し判断を仰ぐことは可能でしょうか。                                                  | 参加資格審査に関する個別の相談は受けません。ご提出いただく参加資格審査に関する提出書類（様式2-5～様式2-8及び添付書類）を踏まえて市が判断します。                                                                                                                      |
| 6   | 7  | 3   | (2)  | イ(ウ)  | 構成企業・代表企業の選定    | 設計企業と建設企業で結成する共同企業体（JV）は乙型としてよろしいでしょうか。                                                                           | 小山市建設工事共同企業体取扱要領に準じ、設計企業と建設企業で結成する共同企業体は甲型とします。                                                                                                                                                  |
| 7   | 13 | 4   | (9)  | ウ     | 対話への参加申込方法      | 対話の参加人数の上限は何名までを可能でしょうか。                                                                                          | 参加資格審査通過者に対して配布する対話実施要領において示します。                                                                                                                                                                 |
| 8   | 13 | 4   | (10) |       | 応募の辞退           | 参加資格審査受付後の辞退については、どの時点まで可能か、また、ペナルティはあるのかご教授下さい。                                                                  | 募集要項P13「4 事業者の募集及び選定の手続きに関する事項（10）」に示すとおり、応募書類提出期限までとし、応募を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取り扱いをされることはありません。                                                                                             |
| 9   | 14 | 4   | (11) |       | マッチング制度の活用      | マッチング制度に登録されている企業を構成員に迎え入れる場合、貴市へ報告等を行う必要がございますでしょうか。                                                             | 特に報告等の必要はありません。                                                                                                                                                                                  |
| 10  | 14 | 4   | (13) |       | ヒアリング           | ヒアリングの参加人数の上限は何名までを想定されていますか。                                                                                     | ヒアリングの実施方法等の詳細は、提案書類提出後、応募者の代表企業宛てに別途通知します。                                                                                                                                                      |
| 11  | 16 | 5   | (3)  | イ     | 提案上限価格          | 提案上限価格の内訳（参考）について、建設・設計、開業準備、運営・維持管理業務の特定の項目の金額が募集要項記載の金額を上回っていたとしても、提案上限金額が示されている金額を下回って入れば問題ない、という認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                       |
| 12  | 16 | 5   | (3)  | イ     | 提案上限価格          | 昨今の経済状況を踏まえ、資機材価格に著しい変化があった場合には、協議の上、工事契約の請負額の変更は可能でしょうか。                                                         | 募集要項「別紙2 各業務に係る対価の構成及び支払方法」に記載のとおり、設計建設工事請負代金について物価変動による改定を予定しています。                                                                                                                              |
| 13  | 19 | 7   | (7)  |       | 保険              | 貴市にて加入される予定の共済などが御座いましたらご教示願います。                                                                                  | 市が加入を予定している保険はありません。                                                                                                                                                                             |
| 14  | 20 | 8   | (3)  | イ     | 想定されるリスクと責任分担   | 具体的な内容を特定事業契約に定めるものとする記載が御座いますが、事業者側の実勢に応じた意見を柔軟に取り入れて頂けるとの理解で問題ないでしょうか。                                          | 想定されるリスクと責任分担は、特定事業契約書（案）に示すとおりです。特定事業契約は、優先交渉権者決定後の協議を踏まえて内容を定めることとなります。ただし、特定事業契約書（案）は、本公募の条件として示すものであり、市としては大幅な内容の変更を想定していません。また、本事業の契約は条例に基づき、議会の議決に付すべき契約であるため、事業者側の意見を柔軟に取り入れることの確約はできません。 |

| No. | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目     | 項目名                   | 質問内容                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                             |
|-----|----|-----|-----|---------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15  | 24 | 別紙2 | 3   | (2)     | 開業準備業務の対価             | 委託料Aの対象となっている「①備品等調達設置費」とは、【資料9：備品一覧】記載の備品を調達する費用という認識でよろしいでしょうか。                                                       | 備品等調達設置費は、要求水準書及び【資料-9「備品一覧」】を参考として、事業者の提案に基づき、本施設の機能及び性能を満たすために必要な備品及び本施設運営に必要な備品の調達及び設置に係る費用です。                                                                                                              |
| 16  | 24 | 別紙2 | 3   | (3)     | 運営業務及び維持管理業務の対価（委託料B） | 対象の中に当初敷設する人工芝、天然芝の設置費用と受託期間中の張替え費用が含まれるのかご教示下さい。                                                                       | 当初敷設する人工芝、天然芝の設置費用は設計建設工事請負代金に含みます。人工芝、天然芝の張替えを実施するかは事業者の提案によりますが、張替える場合の費用及び修繕費用は委託料Bに含みます。                                                                                                                   |
| 17  | 25 | 別紙2 | 3   | (3)     | 運営業務及び維持管理業務の対価（委託料B） | 委託料Bに含まれる「②光熱水費」について、昨今の電気代高騰を踏まえ、事業者の競争性の確保を担保するために一定の水準（金額）をお示しいただいた上での清算性をご検討いただくことは可能でしょうか。                         | 電気代は、照明の配置や機器の選定、開場時間・休場日など事業者の提案によって工夫を求める内容であるため、市から一定の水準（金額）を提示することはありません。なお、「別紙2 各業務に係る対価の構成及び支払い方法」の「5 物価変動による改定（3）」に記載するとおり、委託料Bは、光熱水費の物価変動等を踏まえて毎年度見直しを行います。                                            |
| 18  | 24 | 別紙2 | 3   | (3)①    | 運営業務及び維持管理業務の対価（委託料B） | 「運営業務及び維持管理業務に係る費用のうち、利用料金収入によって回収できない以下の費用を想定する。①人件費（委託費を除く）」とありますが、当該の委託費とは担当事業者からの再委託・第三者委託に係る人件費は除く。との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。委託費はその内訳に関わらず、すべて④その他に含むことを想定しています。                                                                                                                                                                  |
| 19  | 28 | 別紙2 | 5   | (2)イ(ア) | 改定の手続き                | 貴市よりお示し頂いた指標が令和9年6月30日までに実勢の物価と相違がある場合は、指標の変更を協議できる場を設けて頂けるのでしょうか。                                                      | 募集要項「別紙2 各業務に係る対価の構成及び支払方法」の「5 物価変動による改定（2）イ」の注釈に示すとおり、指標は、事業者の提案を踏まえて、市と協議により変更することも可能です。また、用いる指標が無くなるほか、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなった場合は、その後の対応方法について市と事業者が協議して定めるものとします。                                           |
| 20  | 29 | 別紙2 | 5   | (3)イ(ア) | 改定の手続き                | 毎年度6月30日までに委託料の改定を協議させて頂く際に、貴市よりお示し頂いた指標が実勢の物価と相違がある場合は、指標の変更を協議できる場を設けて頂けるのでしょうか。                                      | 募集要項「別紙2 各業務に係る対価の構成及び支払方法」の「5 物価変動による改定（3）イ」の注釈に示すとおり、指標は、事業者の提案を踏まえて、市と協議により変更することも可能です。また、用いる指標が無くなるほか、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなった場合は、その後の対応方法について市と事業者が協議して定めるものとします。<br>なお、協議により変更した指標を毎年度見直すなど頻繁な変更は想定していません。 |
| 21  | 30 | 別紙2 | 5   | (3)イ(イ) | 改定の手続き                | 運営業務及び維持管理業務に係る対価の改定の計算式においてaの絶対値が30/1,000以下の場合は、改定を行わない。との記載が御座いますが、開業準備業務に係る対価の改定と同様にaの絶対値を15/1,000として頂けないでしょうか。      | 原案のとおりとします。                                                                                                                                                                                                    |

■要求水準書に対する質問への回答

| No. | 頁        | 大項目      | 中項目    | 小項目         | 項目名                          | 質問内容                                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                                               |
|-----|----------|----------|--------|-------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 3        | 第1       | 8      | (2)         | 施設構成                         | 使用目的として、「サッカー場」となっていますが、類似競技として、「フットサル」等でも使用することは、現時点での計画としてはあるのでしょうか。                                                                              | 現時点でフットサル等の計画はありません。ただし、フットサルに限らず、人工芝を傷めない利用方法あれば支障ないものと考えます。                                                                                                                                                    |
| 2   | 10       | 第2       | 1      | (1)         | 地盤状況                         | 費用に対する対応は記載されていますが、工期についても合理的な範囲で延伸可能との認識で宜しいでしょうか。（地中埋設物の内容（量、毒性の有無等）によっては相応の処理日数が費やされる為）また、予期できない大量の地下水の出現が生じた場合も同様の対応が図られるとの認識で宜しいでしょうか。御教示願います。 | 前段、後段ともにご理解のとおりです。<br>設計建設工事請負契約書（案）第23条第1項をご確認ください。                                                                                                                                                             |
| 3   | 11       | 第2       | 1      | (2)         | 土地の購入等に関する事項                 | 令和9年8月以前の現地測量等の調査では市と事前調整の上実施すること。とありますが、プロポーザル前でも協議の上、現地踏査することは可能ですか。                                                                              | 事業用地は市の取得が完了していないため、現地踏査は事前により承諾を得た上で、実施ください。                                                                                                                                                                    |
| 4   | 12       | 第2       | 2      | (1)         | 配置計画                         | 「小山市路線バス（おーバス等）」の乗り入れを想定した計画が必要でしょうか？また、必要と考えた場合はバス停は敷地内に停留所は必要でしょうか。                                                                               | 前段について、現時点では、おーバスの乗り入れ予定はございませんが、乗り入れを想定した計画が望ましいと考えております。なお、乗り入れが想定される車両最大寸法は長さ1,019cm、幅249cm、高さ305cm、車両総重量13,200kgとなっております。<br>後段について、サッカー場利用者の安全確保や利便性の向上、警察からの指導等により、待合スペースの確保、バス停の敷地内設置が望ましいです。             |
| 5   | 12       | 第2       | 2      | (1)         | 配置計画                         | 昨今の自然環境を踏まえ、自然災害発生時に避難所等の緊急対応を可能とした施設を検討することも可能でしょうか。                                                                                               | 要求水準書「第5 運營業務に係る事項 8（1）」に示すとおり、本施設は地震時の指定緊急避難場所（火災の延焼や余震などによる危険が迫ったときに、地域住民や帰宅困難者等が避難することができ、避難生活を送る指定避難所までの避難路の安全性が確保されている場所）に位置付け、また、大規模な災害が発生した場合に救援物資の集積・配送の拠点として活用することを検討しています。本内容を踏まえて、事業者において施設を提案してください。 |
| 6   | 12       | 第2       | 2      | (1)オ        | 配置計画                         | 河川保全区域内について表層の利用を除き掘削などの土地改変を行わないこと。とありますが、盛土は可能と理解してよろしいですか。                                                                                       | 本事業の実施に際しては当該区間の河川管理者（栃木県）の許可が必要となりますので、計画される段階で、河川管理事務所に問い合わせの上、許可を受けられるかどうか確認の上、事業者において提案してください。                                                                                                               |
| 7   | 12<br>14 | 第2<br>第2 | 2<br>3 | (1)エ<br>(3) | 配置計画－発生土<br>造営計画の要求水準        | 左記、2箇所に発生土に関する記述がありますが、発生土は状況に応じて場外への搬出も可能と考えてよろしいでしょうか。また、搬出が必要と判断された際の搬出先は請負者の裁量となるのでしょうか。                                                        | 敷地内で土量バランスをとっていただくことを基本としますが、場外への搬出が不可避な場合は、原則として工事間流用を図るものとし、市が搬出先を指定します。                                                                                                                                       |
| 8   | 13       | 第2       | 2      | (5)ウ        | 排水計画                         | 南側用地の野球場分も考慮すること。とありますが、現在ほどのような排水方法で処理していますか。                                                                                                      | 野球場側の雨水排水は、本計画地に流入し自然浸透処理されています。                                                                                                                                                                                 |
| 9   | 14       | 第2       | 3      | (1)①(a)     | 多目的広場                        | 天然芝では使用による損傷や変形が想定され、生育養生期間等により使用の制限が懸念されるがよいのでしょうか                                                                                                 | 多目的広場は、天然芝とします。<br>なお、オーバーシードにより冬季も緑を保つよう計画し、適切な管理方法について提案してください。<br>その際に、使用を制限する期間が発生することは承知しています。                                                                                                              |
| 10  | 14       | 第2       | 3      | (1)①(a)     | 多目的広場                        | 天然芝ではなく、人工芝での提案でもよいでしょうか                                                                                                                            | 多目的広場は、天然芝とします。<br>要求水準書に対する質問への回答No.9についてもご参照ください。                                                                                                                                                              |
| 11  | 14       | 第2       | 3      | (1)①        | 駐車場・駐輪場                      | 配置計画に伴い駐車台数が確保できなかった場合、台数減になっても問題ないですか。                                                                                                             | 要求水準書に示す駐車台数を確保してください。                                                                                                                                                                                           |
| 12  | 15       | 第2       | 3      | (1)②(c)     | 多目的広場（少年サッカー場）<br>オーバーシーディング | 「コート仕上げ：・天然芝とし、オーバーシーディングにより冬季においても緑を保つこと」とありますが、冬季全期間緑を保つ必要はなく、総合的に本施設の目的を理解した上で事業者の提案による。との理解でよろしいでしょうか。                                          | 冬季には、寒地型の芝により緑の状態が保たれるようにしてください。それ以外の提案については、内容を確認の上、評価します。                                                                                                                                                      |

| No. | 頁  | 大項目 | 中項目 | 小項目     | 項目名                 | 質問内容                                                                                                                          | 回答                                                                                                                 |
|-----|----|-----|-----|---------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13  | 15 | 第2  | 3   | (1)②(h) | サッカー場               | 維持管理に利用できる給水（散水）設備を設けることとあるが人工芝コートで必要でしょうか                                                                                    | 異物の洗浄等、一定程度は必要になると想定しています。規模については、事業者のノウハウに基づき検討・提案してください。                                                         |
| 14  | 18 | 第2  | 4   | (1)イ    | 施設計画                | 「ZEBの認定を取得する必要はない」とありますが、事業者の提案によりZEB認定を取得した場合は評価対象になるのでしょうか。                                                                 | 優先交渉権者決定基準「別紙 加点審査の評価項目及び配点２．（４）」に示すとおり、評価の対象となります。                                                                |
| 15  | 21 | 第2  | 5   | (2)サ    | 電気設備                | 「防災設備について、関係法令等を厳守すること」とありますが、具体的に自家発電機を想定されているのでしょうか。                                                                        | 計画に応じて、関係法令に基づき必要な防災設備を整備してください。事業者提案により自家発電設備を設けることは可とします。要求水準書に対する質問への回答No5についてもご確認ください。                         |
| 16  | 23 | 第3  | 1   | (4)     | 業務に関する共通事項          | 「市及び関係官庁と打ち合わせ」は、定例会議を開催するという認識でよろしいでしょうか。<br>また、現時点で不明確ではありますが、開催頻度についてはどのようにお考えでしょうか。                                       | 前段について、ご理解のとおり、定例会議を開催します。<br>後段について、打合せの頻度は事業者において提案してください。                                                       |
| 17  | 23 | 第3  | 1   | (4)     | 業務に関する共通事項          | 場内に現場仮設事務所を設けることは難しいと考えます。その際は、敷地外に設置する必要がありますが、現場仮設事務所の設置についての規定はあるのでしょうか。                                                   | 特に規定はありません。                                                                                                        |
| 18  | 23 | 第3  | 1   | (4)     | 業務に関する共通事項          | 「質問４」に付随しますが、定例会議等を開催する会議室は現場仮設事務所の他に設ける必要がありますか。<br>また、必要の際は何名程度が打合せでくるスペースを想定するればよろしいでしょうか？                                 | 前段について、工事に伴う定例会議等は現場仮設事務所の会議室等を使用することを想定しています。<br>後段について、打合せの想定人数は、事業者構成企業の参加者に加えて、市職員10名程度を想定しています。               |
| 19  | 23 | 第3  | 1   | (5)イ    | 監理技術者、主任技術者及び現場代理人  | 有資格者（土木施工管理技士、建築施工管理技士）の配置が必要となりますが、１名の技術者が「建築施設の建設企業」と「公園基盤施設の建設企業」の技術者を兼ねることは可能と考えてよろしいでしょうか。                               | ご理解のとおりです。                                                                                                         |
| 20  | 23 | 第3  | 1   | (5)イ・ウ  | 監理技術者、主任技術者及び現場代理人  | 「建設工事業務における主任技術者（業務責任者）及び現場代理人は兼務可能とする。」の記載がありますが、主任技術者を監理技術者に置き換えることは可能と考えてよろしいでしょうか。または、監理技術者は兼務させることなく、単独で配置するという考えででしょうか。 | 「設計施工請負契約（案）」第11条5項に示すとおり、監理技術者は現場代理人を兼ねることは可能です。主任技術者は現代理人を兼ねることは可能ですが、監理技術者を兼ねることはできません。                         |
| 21  | 27 | 第3  | 4   | (3)カ    | 一般事項                | 「工事は原則として、土・日曜日、祝日及び年末年始は行わないこと。」の記載がありますが、「働き方改革」による休日確保を目的としているのか、または、外的要因による休工を指しているのかを教示ください。                             | 小山市営繕工事における週休２日制要領及び小山市土木工事における週休２日制要領によるものです。                                                                     |
| 22  | 34 | 第4  | 1   | (9)イ    | 保険                  | 貴市の方で加入される保険をご教授願います。                                                                                                         | 市が加入を予定している保険はありません。                                                                                               |
| 23  | 34 | 第4  | 2   | ア       | 備品一覧                | 一覧表以外で管理上必要と思われる備品（施薬用噴霧器等）は全て事業者が用意するという解釈でよろしいでしょうか。また、多目的広場の芝刈り機の機種とゴールポストの仕様についてご教示願います。                                  | 必要と思われる備品を事業者において提案してください。<br>芝刈り機は、乗用タイプのものとし、機種については、広さを勘案し選定してください。<br>ゴールポストは、少年用（8人制用）幅5m高さ2.15mのアルミ製としてください。 |
| 24  | 34 | 第4  | 3   | (2)ア    | 運営体制の確立及び業務担当者の教育訓練 | 「維持管理業務に係る業務従事者を配置」することについてですが、こちらは常駐を想定されておりますでしょうか。                                                                         | 開業準備業務において業務従事者の常駐は想定していませんが、開業準備期間中の本施設の維持管理業務として、供用開始前であることを踏まえ、必要となる公園基盤施設保守管理、建築保守管理、清掃、警備等を行ってください。           |
| 25  | 39 | 第5  | 1   | (6)③エ   | 業務担当者               | 事務室には開場時間中1名配置とありますが、統括責任者、業務責任者とは別に1名を配置するという認識でしょうか。それとも、統括責任者、業務責任者による兼務が可能ということでしょうか。                                     | 業務担当者は、統括責任者及び業務責任者とは別に1名配置してください。                                                                                 |
| 26  | 42 | 第5  | 1   | (17)    | 保険                  | 運営・維持管理期間中の火災保険は市にて付保の理解でよろしいでしょうか。                                                                                           | 市が加入を予定している保険はありません。                                                                                               |

| No. | 頁   | 大項目 | 中項目 | 小項目   | 項目名                 | 質問内容                                                                                                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----|-----|-----|-------|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 27  | 43  | 第5  | 2   | (3)①  | 利用時間枠の考え方           | 平日の利用に関しては利用者のニーズを踏まえ提案が可とありますが、「午前」「午後」「夜間」以外の利用時間枠を提案することが可能という認識でしょうか、また、休・祝日においては利用時間枠の提案は不可ということでしょうか。                                           | 前段については、ご理解のとおりです。<br>後段について、要求水準書に示す休場日以外の土日・祝日の利用時間枠は事業者において提案可能です。                                                                                                                                            |
| 28  | 44  | 第5  | 2   | (3)④  | 予約の優先順位             | 市専用利用、、団体専用利用について、現状市で想定されている予約件数がございましたらご教授ください。                                                                                                     | 市専用利用について、現時点では想定されているものではありません。<br>団体専用利用については、現在運用されている市内のグラウンド全体（思川緑地公園及び小山市運動公園のサッカー場）で年間280件弱の利用があります。                                                                                                      |
| 29  | 44  | 第5  | 2   | (3)⑤ア | 事前調整の考え方            | 【表5予約受付の優先順位】では一般専用利用も事前調整に○が記されていますが、アの文中では「市もしくは小山市サッカー協会が前年度1月中旬までに日程を調整する」とあります。<br>これは事業者が一般専用利用も事前調整の提案とする場合、一般専用利用者も同時に日程調整するという認識で間違いないでしょうか？ | ご理解のとおり、一般専用利用も含めて前年度1月中旬までに事前調整することを想定しています。                                                                                                                                                                    |
| 30  | 44  | 第5  | 2   | (3)⑤ア | 事前調整の考え方            | 市もしくは小山市サッカー協会が前年度1月中旬までに施設利用の日程調整をすると思いますが、収入算出に影響があるため、現状で利用を想定している曜日・時間帯をご教示お願い致します。                                                               | サッカー協会に対する質問No1の回答をご確認ください。                                                                                                                                                                                      |
| 31  | 46  | 第5  | 2   | (4)②イ | 利用料金の水準             | 月額料金の設定について、施設利用料金にいては月額料金の設定は認めず、都度料金のみ、という認識でよろしいでしょうか。                                                                                             | 都度利用のみを想定しており、月額料金の設定予定はありません。                                                                                                                                                                                   |
| 32  | 46  | 第5  | 2   | (4)④  | 利用料金徴収額の計算・報告       | 減免対象団体・対象者の規定についてご教示お願い致します。                                                                                                                          | 主として市民が利用できる身近なサッカー場としていることから、小山市都市公園条例に準じた減免対象者を予定しております。                                                                                                                                                       |
| 33  | 51  | 第5  | 8   | (1)   | 業務内容                | 大規模な災害が発生した場合の救援物資の集積・配送の拠点として活用を検討しているありますが、市民の一時的な避難場所としての活用についてはいかがでしょうか。                                                                          | 要求水準書「第5 運営業務に係る事項 8（1）」に示すとおり、本施設は地震時の指定緊急避難場所（火災の延焼や余震などによる危険が迫ったときに、地域住民や帰宅困難者等が避難することができ、避難生活を送る指定避難所までの避難路の安全性が確保されている場所）に位置付け、また、大規模な災害が発生した場合に救援物資の集積・配送の拠点として活用することを検討しています。本内容を踏まえて、事業者において施設を提案してください。 |
| 34  | 52  | 第5  | 9   | (2)   | 飲食物販売業務             | 必須機能としての「飲食等を販売する売店」とは、カフェスペースのようなものでなく、ペットボトル飲料等の販売がある売店、という認識でよろしいでしょうか。                                                                            | 地域特性や利用者のニーズを踏まえて、事業者において提案してください。                                                                                                                                                                               |
| 35  | 56  | 第6  | 1   | (6)   | 実施体制                | 業務責任者、業務担当者の配置についての考え方（営業時間内常駐か否か）は事業者による提案、という認識でよろしいでしょうか。<br>また、運営業務における統括責任者、業務責任者との兼務についてのお考えをご教示ください。                                           | 前段について、業務責任者と業務担当者の兼務は不可とし、業務担当者は開場時間中に1名常駐してください。<br>後段について、統括責任者と業務責任者は兼務することが可能です。                                                                                                                            |
| 36  | 60  | 第6  | 2   | (3)②  | 多目的広場（少年サッカー場）（天然芝） | 芝の状態を保つために休場日以外で天然芝のコートの利用制限の実施は可能でしょうか。ご教示願います。                                                                                                      | 事業者の提案によります。芝の状態を踏まえ、事業者が使用可否を判断してください。                                                                                                                                                                          |
| 37  | -   | -   | -   | -     | 残置物について             | 計画掘削範囲に残置物（産廃、殻、木くず）が確認された場合は、協議の対象でしょうか                                                                                                              | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                       |
| 38  | -   | -   | -   | -     | 土質試験について            | 残土処分及び流用する場合は、土質試験が必要でしょうか                                                                                                                            | 市との協議の上、必要な措置、手続きを行ってください、                                                                                                                                                                                       |
| 39  | -   | -   | -   | -     | 多目的広場（天然芝）          | ピッチ外の余白部分（四方）を5m以上確保することは可能でしょうか。                                                                                                                     | 可能です。全体のレイアウトの中でご検討ください。                                                                                                                                                                                         |
| 40  | 資料5 |     |     |       | 整備イメージ図             | 各配置の変更可能でしょうか。                                                                                                                                        | 整備イメージはあくまでも参考であり、配置は自由に提案してください。                                                                                                                                                                                |

| No. | 頁    | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名          | 質問内容                                            | 回答                                                                 |
|-----|------|-----|-----|-----|--------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 41  | 資料9  |     |     |     | 付帯設備（備品一覧）   | ラインカー（ペイント）の追加購入は可能でしょうか。                       | 追加購入は可能です。<br>サッカー協会が用意する備品は、サッカー協会以外の一般利用は想定していません。               |
| 42  | 資料11 |     |     |     | 施設利用料金設定の考え方 | 市内・市外、営利目的・非営利、等の料金設定は事業者の提案による。との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。地域ニーズ及び周辺施設の状況等を踏まえてご提案ください。                             |
| 43  | 資料11 |     |     |     | 施設利用料金設定の考え方 | 会議室単体での貸出を実施しない理由をご教示下さい。                       | 本施設は、サッカー場としての利用を想定しているため、会議室単体での一般利用は想定していません。詳細の運用は、事業者の提案に委ねます。 |

■様式集に対する質問への回答

| No. | 頁  | 大項目   | 中項目 | 小項目 | 項目名                   | 質問内容                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|----|-------|-----|-----|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 2  | 2     | (4) | ア   | 企業名の記載                | 企業の名称が類推できるような記載を行わないとありますが、例えば提案書類に使用する写真などに従業員のユニフォームのロゴが映っていた場合、マスキングをする必要があるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。                                                                                                                                                                                                                 |
| 2   | 3  | 2     | (4) | オ   | 提案書                   | 記載する書体の様式やポイント数（大きさ）に定めがあればご教示ください。                                                     | 様式集「1 記載要領（1）イ」に示すとおり、図面等を除き、提出書類で使用する文字の大きさは10ポイント以上とし、書体は任意とします。                                                                                                                                                         |
| 3   | 13 | 様式2-1 |     |     | 参加表明書                 | 参加表明において、支店・事業所単位での申請が可能でしょうか。                                                          | 原則として、令和7・8年度小山市建設工事等入札参加資格者名簿もしくは市の令和7・8年度入札参加有資格者名簿（物品等）に登録されている単位で申請してください。運営企業または維持管理企業もしくはその他業務に当たる者において、上記の入札参加資格者名簿に登録していない企業については、本社・本店で申請ください。また、募集要項の「3 応募に必要な資格に関する事項(2)イ」で示す入札参加資格者名簿の元号が平成になっていたため、令和に修正しました。 |
| 4   | 17 | 様式2-4 |     |     | 委任状（受任者）              | 代表企業から委任する受任者が複数社とすることは可能でしょうか。（例：設計建設JV代表社、運営維持管理JV代表社等）                               | 代表企業からの復代理人は原則として1者とします。ただし、委任事項のうち、設計建設工事請負契約及び維持管理運営委託契約（基本協定及び基本契約は除く）に係る事項の委任について復代理人を2者とすることは可能です。その旨がわかるよう事業者において様式2-4を作成し、ご提出ください。                                                                                  |
| 5   | 19 | 様式2-6 |     |     | ■添付書類<br>県税・市税の納税証明書  | 栃木県・小山市に納税がある場合は栃木県・小山市の納税証明書でしょうか。本社等主たる営業所所在地の県税・市税の納税証明書でしょうか。ご教示お願い致します。            | 参加資格審査で申請（本事業の特定事業契約書で名義を予定）する本店もしくは拠点の所在地における納税証明書とします。                                                                                                                                                                   |
| 6   | 19 | 様式2-6 |     |     | ■添付書類<br>業務実績を証明できる資料 | 「業務実績を証明できる資料」とは、募集要項の資格要件に記載のある実績を証明できる資料でしょうか。担当する業務に関する実績を証明できる資料でしょうか。ご教示お願い致します。   | 募集要項P7～P8「3 応募に必要な資格に関する事項（2）イ」に示す業務実績を証明できる資料としてください。                                                                                                                                                                     |
| 7   | －  |       |     |     | 自主事業計画                | 自主事業計画に関する様式がありませんが、提出不要との理解でよろしいでしょうか。                                                 | 自主事業については様式9-5で提案してください。自主事業に関する収支計画表の提出は求めておりません。                                                                                                                                                                         |

■特定事業仮契約書（案）【維持管理運営委託契約書（案）】に対する質問への回答

| No. | 頁  | 条    | 項 | 号 | 項目名    | 質問内容                                                                                                     | 回答                                                                                                                                  |
|-----|----|------|---|---|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 4  | 第8条  | 2 |   | 第三者の使用 | 維持管理運営業務委託契約（案）の第8条2項において、軽微な部分を委託し、又は請負わせようとするところは、この限りでないとの記載が御座いますが、定期清掃や機械設備等の点検は軽微な部分と理解しても良いでしょうか。 | 要求水準書「第5 運営業務に関する事項」及び「第6 維持管理業務に関する事項」の「業務の区分」で示す業務の全部又は主たる部分を第三者へ委託することはできません。ただし、清掃、警備及び設備の保守点検などの個々の事実上の行為について委託することは差し支えありません。 |
| 2   | 12 | 第24条 | 1 |   | 契約不適合  | 維持管理運営業務委託契約（案）の第24条1項において、契約期間終了後2年間にわたって要求水準未達が生じない事を保証と記載が御座いますが、2年は長すぎる為、緩和頂けないでしょうか。                | 原案のとおりとします。                                                                                                                         |
| 3   | 12 | 第24条 | 2 |   | 契約不適合  | 維持管理運営業務委託契約（案）の第24条2項において、理由の如何を問わずと記載が御座いますが、不可抗力等も含まれると読み取れる為、緩和頂けないでしょうか。                            | 原因が不可抗力であれば不可抗力条項の適用がありますので、原案の通りとします。                                                                                              |

■サッカー協会に対する質問への回答

| No. | 質問内容                                                                                                                               | 回答                                                                                                                             |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 市もしくは小山市サッカー協会が前年度1月中旬までに施設利用の日程調整をするとありますが、収入算出に影響があるため、現状で利用を想定している曜日・時間帯をご教示ください。                                               | 当協会としては土曜日・日曜日の終日利用を想定していますが、市との調整の上決定したいと考えています。                                                                              |
| 2   | 市内の既存サッカー場との住み分け・使い分け、利用についての想定がございましたらご教示お願い致します。                                                                                 | 当協会としては、既存のグラウンド（思川緑地、小山市運動公園のサッカー場）を大会の規模によって使い分けることを検討しています。                                                                 |
| 3   | 天然芝コートのため、使用頻度による損傷や成育不良が予想されます。そのため、生育養生期間として一定期間の利用停止など使用できない状況が懸念されますが、問題ないでしょうか？                                               | 天然芝部分については養生期間が発生することはやむを得ないと考えます。                                                                                             |
| 4   | 小山市様から公表されている整備イメージでは、人工芝のフルコート1面・天然芝の少年コート1面ですが、天然芝だと利用時間の制限が必要かと理解しております。サッカー協会様のお考えとしては、年間通じてプレー時間を確保できる人工芝が良い等のご意見は御座いますでしょうか。 | 市の要求水準書に合致する整備・運用をお願いいたします。                                                                                                    |
| 5   | 現状本施設にて開催を想定されている大会の件数がございましたらご教授ください。                                                                                             | 現在のグラウンド（思川緑地、小山市運動公園のサッカー場）で開催されている大会は20件ほどありますので、当協会としては、その一部については本施設での開催を希望します。また、これまでに小山市で開催できなかった大会についても誘致していきたいと考えております。 |
| 6   | 本施設にて開催を想定されている大会の規模（市大会・県大会・関東大会等）についてご教授ください。                                                                                    | 当協会としては、現状では栃木県社会人リーグ（1部・2部）高校総体予選・高校選手権予選・高体連県リーグ、中体連市大会県大会少年県リーグ・少年各種大会・カップ戦などを想定しています。                                      |
| 7   | 本施設は、市サッカー競技の普及及びレベルの向上に寄与するサッカー場としての役割を期待されていると認識しておりますが、サッカーの利用を妨げない範囲での他種目での利用についてお考えをご教授ください。                                  | 当協会としては、サッカー以外の利用について、日程の調整は必要は必要になります。人工芝を傷めない利用方法あれば支障ないものと考えます。                                                             |
| 8   | コートはどこまでの団体が利用しますか。                                                                                                                | 団体の種別としては1種：大人・大学生/2種：高体連/3種：中体連・クラブユース/4種：少年少女になります。使用者の範囲（市外の方の利用等）については市の条例等に準じます。                                          |
| 9   | 使用目的として、「サッカー場」となっていますが、類似競技として、「フットサル」等でも使用することは、現時点での計画としてはあるのでしょうか。                                                             | 当協会としての計画はありません。                                                                                                               |